

令和4年8月 定例総会議事録

日 時 令和4年8月31日(水) 午前9時30分～午後11時00分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 大山 竹子、瀬戸山 博好

農地利用最適化推進委員

20	井上 亘	21	上原 都由子	22	新田 敏文	23	高岩 昭市
24	池井周造	25	中山 敏章	26	前田次雄	27	丸尾 義盛
28	池田幸一	29	内 一 幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山 則夫	33	井 野 実	34	大久津和幸	35	栗水流 峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹内秀次
主 査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

欠席 宮永 昌和

議 題

- 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第26号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第75号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第76号 農地法第3条の規定による貸貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第77号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(貸貸借)
- 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第83号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について

議案第 84 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第 85 号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 8 月の行事報告と 9 月の行事計画を報告します。

(8 月の行事報告と 9 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。台風 11 号の進路が非常に気になるところですが、ただいまより令和 4 年 8 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしくお願ひします。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 25 号から第 27 号までの 39 件、議案が第 75 号から第 85 号までの 41 件、合計 80 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
議事に入る前に今月の議事録署名を 15 番下沖委員と 18 番松田委員にお願ひいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願ひいたします。それでは先に報告をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 25 号～報告第 27 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いいたします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 75 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 75 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 75 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月の 3 条及び基盤法の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 8 月 22 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 75 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。
1 番、隣接地を借り受け利便性を図るものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 75 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 76 号農地法第 3 条の規定による貸借の権利の設定(移転)許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 76 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 76 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 76 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利設定（移転）許可について報告をします。

1 番、申請地を借受け規模拡大を図る、10a あたり 5,000 円、期間は 5 年間です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断をしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 76 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

続きまして議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 77 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 14, 285, 713 円、総額 200, 000 円。
高額な金額ですが、境界線をはっきりさせたいということからこの単価になったようです。
2 番、祖母から特定遺贈を受けるものです。渡人のお孫さんに名義を移すものですが、公正証書による執行で、法定相続人以外への遺贈のため、こういう形で手続きをしなくてはならないという事務局からの説明でした。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 48, 875 円。
4 番、隣接地を購入し利便性を図る、10a あたり 300, 000 円。
5 番、知人から贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 8 月の野尻町区分の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 8 月 24 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第 77 号野尻町区分について報告をします。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 296, 150 円。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 280, 000 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 1 番についてですが、理由が「隣接地を購入し規模拡大を図る」は違うのではないですか。

事務局 ご質問について説明いたします。この案件は書士さんによる代理申請です。詳しく申し上げますと、受人は隣接している農地で果樹を植えていると聞いています。今

回、境界ではっきりしない部分があったので、受人がはっきりさせたいということ、若干はみ出ていたということで、申請書は規模拡大としてあがってきています。

8 番 そのように申請書にあがってきたのは分かるのだけど、規模拡大でいいのだろうか
と私は思っています。隣接地の 14 m²を買って、境をちゃんとするのは分かりますが、
理由が規模拡大でいいのですかと尋ねているのです。受け付けはしたけど、他に境
をちゃんとしたいという理由があるのではないですか。

事務局 申請書を確認したところ、譲受事由の欄に「譲受人は現在の経営規模を拡大するも
のであり」とありますので、申請者の意向を反映させて書いています。

議長 よろしいでしょうか。

8 番 はい。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 78 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 78 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 78 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 78 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。
1 番、期間は 5 年間で再設定です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 78 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定します。
続きまして議案第 79 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 79 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 79 号 1 番朗読、他 2 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 79 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）について報告します。
1 番、期間は 10 年間で再設定、10a あたり 14,025 円です。
2 番、期間は 5 年間、10a あたり 5,000 円です。

3 番、期間は 6 年間で再設定、10a あたり 7,382 円です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 79 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第 80 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 80 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 80 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 80 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。
1 番と 2 番の受手は同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。
1 番、10a あたり 228,056 円。
2 番、10a あたり 250,000 円。
3 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 152,672 円。
4 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 280,000 円。

5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 146,628 円。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 229,124 円。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 237,592 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 80 号野尻町区分について報告をします。
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。
9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 49,990 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 80 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 81 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

8 番 議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。
賃貸借 1 件、使用貸借が 3 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 81 号野尻町区分について報告をします。
賃貸借 2 件、使用貸借 1 件、合計 3 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通りに決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第 82 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 82 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 82 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月は第 3 小委員会に 4・5 条ならびに非農地証明願の事前審査を付託されましたので 8 月 23 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 82 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告します。
1 番、南西方、鬼塚、転用の理由は一般住宅です。親より相続をして空き家の状態です。事実申立書が添付されています。
2 番、細野、大王、畜産農家で、飼料置場・運動場ということです。これも農地であることが後から判明したもので、追認申請です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 82 号野尻町区分について報告をします。
3 番、営農型太陽光発電施設です。転用の期間満了の為、再申請するものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 82 号農地法第 4 条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして議案第 83 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について

下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第83号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第83号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について報告をします。

1番、議案第82号2番と同じ場所です。申請地を親から借り受けて機械小屋を作るものです。機械小屋を作ることに問題はないのですが、雨水はどうなるか確認をしたところ土地の横の方にU字溝が入っていました。機械小屋なので地下浸透は入らないだろうということで、雨水対策を万全にしてもらうことを通知のうえで、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第83号農地法第5条の規定による使用貸借権の権利設定の許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして議案第84号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第84号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第84号1番朗読、他6件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 84 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、細野、内田、一般住宅です。

2 番、細野、登立、駐車場です。細野地区体育館のすぐ手前で、私もよく知っていたところです。ミニバレーリーグがある時には駐車場として使われていましたので早いうちから駐車場だったのではないかと私は思っています。

3 番、東方、窪段、一般住宅です。祖母から孫へ譲るものです。

4 番、堤、金鳥居、ニトリのすぐ近くで、一般住宅です。

5 番、細野、新竹前、宅地分譲です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 84 号野尻町区分について報告をします。

6 番、太陽光発電施設敷地です。

7 番、ここも太陽光発電施設敷地です。

審議の結果、他の農地に影響はないということで小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 84 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

続きまして議案第 85 号非農地証明願承認についてを議題とします。

事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 85 号非農地証明願承認について
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 85 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 85 号非農地証明願承認について報告します。
1 番、堤、松之元上、調査事項は原野です。竹藪になっており、耕作できるような状態ではありませんでした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 85 号非農地証明願承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午後 11 時 00 分

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟